

会費の徴収および会誌・論文集の配付に関する内規

制定 平成18年 3 月10日
施行 平成18年 3 月10日
改定 平成20年 2 月15日
改定 平成23年 4月22日
改定 平成24年 7月13日
改定 平成28年12月16日
改定 令和 3年 8月26日

(徴 収)

- 第 1 条 細則第1条第1項により、入会を承認された者には、入会時に、入会金を徴収する。
- 第 2 条 会費徴収における年度は7月から翌年6月までとする。
- 第 3 条 細則第1条第2項に基づき、会員の会費は該当年度に対し前納制とし、毎年7月から翌年6月までの1ヵ年分を、その年の6月末日までに徴収する。
- 第 4 条 年度途中の入会者には、入会時に、入会承認の月から月割りでその年度の会費を徴収する。
- 第 5 条 定款第7条第2項および細則第1条第3項ならびに会費免除規定に関する内規により、名誉会員および永年会員には会費の徴収を要しない。
- 第 6 条 定款第7条第4項により、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第 7 条 会費の納入は、原則として銀行口座自動振替またはクレジットカード支払による。
- 第 8 条 毎年、会誌5月号に次年度の会費の払込期日が6月末日であることを通知する会告を掲載する。
- 第 9 条 銀行口座自動振替で会費を納めている会員が指定口座等の変更や自動引落を中止する場合は、4月末日までに連絡しなければならない。

(督 促)

- 第10条 会費の未納者には、年2回、概ね、9月および翌年の1月に督促を行う。

(会誌等の発送停止)

- 第11条 会費滞納後、最初の4月に会誌、和文論文集および欧文論文集（以下会誌・論文集という）の発送停止予告を本人宛に郵送にて通知する。
- 2 前項にも拘わらず会費が納入されないときには、同年7月から発送を停止する。
 - 3 会誌・論文集発送停止後に滞納分の会費が納入されたときには、在庫のある場合に限り会誌・論文集のバックナンバーを送付する。

(滞納者の退会)

- 第12条 会費の滞納者から退会の届けがあったときは、会誌・論文集の送付年度までの会費を請求する。これに応じない場合には、理事会に退会決議を求めることができる。

(退会予告および退会)

- 第13条 会費の滞納後、2年目の5月をもって本人が退会を希望したと見なし、退会の予告を本人宛に郵送にて通知する。
- 2 第1項にも拘わらず会費が納入されないときには、同年7月に最後の督促および退会の再予告を本人宛に郵送にて通知する。
 - 3 第2項にも拘わらず会費が納入されないときには、同年9月の理事会に退会対象者としてそのリストを報告し、退会決議を求める。
 - 4 退会者から1年以内に復会の申出があったときは、全滞納期間分の会費および復会年度会費を納入することによって復会を認める。退会から1年を経過した後の復会は、退会までの全期間の滞納会費を納入することを条件に、新入会扱いとする。
 - 5 復会時の会誌・論文集のバックナンバー送付については、在庫のある場合に限り送付する。

(連絡先不明者の取扱い / 銀行口座自動振替等の停止 / 退会)

- 第14条 退会の意思表示がないまま、会誌・論文集の送付先および連絡先が不明となり、会誌・論文集の送付が不可能となったときは、その時点から、3ヶ月経過後の最初の7月に発行される会誌に「会誌・論文集送付先および連絡先不明会員」の氏名を掲載して、広く消息を求める。
- 2 第1項にも拘わらず消息不明かつ会費滞納の続く会員については、翌年9月の理事会に退会予定者としてそのリストを報告し、退会決議を求める。
 - 3 第1項にも拘わらず消息不明であるが、会費納入方法が銀行口座自動振替およびクレジットカード支払であるため、会費が納入されている会員について

は、翌年6月末日からの会費の自動振替およびカード引落しを停止する。以後は、会費滞納者として取扱い、会費の自動引落し停止の翌年9月の理事会に退会予定者としてそのリストを報告し、退会決議を求める。

- 第15条 地震、台風などにより家屋（自宅、実家）の損壊・焼失・流失・浸水などの被害を受けた正会員、学生会員は、本人の申し出により、理事会の承認を経て、一時的に1年分の会費免除を受けることができる。当該年度の会費を納入済みの場合には、次年度の会費免除を受けるものとする。
- 2 一時的会費免除を受けようとする会員は、「一時的会費免除申し出書」（別紙様式1：Webもしくは郵送にて提供）を提出する。
- 3 「一時的会費免除申し出書」が提出された場合、直近の理事会で決定し、承認した場合には、「一時的会費免除通知」（別紙様式2）を行うとともに自動振込みを利用している会員について「自動振込」の一時的な取り止め措置をとる。
- 4 1年間の経過措置終了後は「一時的会費免除終了通知」（別紙様式3を参考）を行うとともに自動振り込みを利用している会員について「自動振込」の再開措置をとる。

（改 廃）

- 第16条 この内規の改廃は理事会が行う。

- 付 則 本内規制定時における経過措置については、理事会にて取り扱いを判断する。
- 2 この内規は、平成18年3月10日より施行する。
- 3 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成20年2月15日）から施行する。
- 4 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成23年4月22日）から施行する。
- 5 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成24年7月13日）から施行する。
- 6 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成28年12月16日）から施行する。
- 7 この内規の変更は、理事会で承認のあった日（令和3年8月26日）から施行する。

以上